

市民税・府民税の申告をお忘れなく



市民税・府民税の
詳しい制度はこちら

申告が必要な方 令和4年1月1日現在、堺市に住所があり、令和3年中に所得があった方

! 所得が公的年金などだけで、令和3年中の収入が400万円以下の方のうち、源泉徴収税額がある方で、医療費控除や扶養控除、社会保険料控除などの控除を追加し所得税の還付を受ける方は、税務署で確定申告をしてください。

• 税務署で所得税の確定申告をする方

申告が不要な方

- 所得が給与のみで、勤務先から堺市に給与支払報告書が提出されている方
- 所得が公的年金等のみで、令和3年中の収入が155万円以下の方
(昭和32年1月2日以降生まれの方は105万円以下)



市民税課職員

確定申告をしない場合でも、市民税・府民税の算定において医療費控除や「公的年金等の源泉徴収票」に記載されていない扶養控除・社会保険料控除などの適用を希望する場合は、市民税・府民税の申告が必要です。

! 令和3年中に所得がなかった方でも、国民健康保険料・介護保険料、認定こども園利用料などの算定に必要な場合や、就学援助、公営住宅入居などの申請で所得・課税証明書などが必要な場合は、市民税・府民税の申告をしてください。

申告の方法

期間 3月15日まで

提出書類

- 市民税・府民税申告書
- 収入がわかる書類(給与所得者、年金所得者は源泉徴収票などの写し可)
- 社会保険料(各種健康保険料、国民年金保険料、介護保険料など)の納付証明書
- 生命保険料、地震保険料などの控除証明書
- その他、所得や控除が証明できる資料



収入と控除のわかる書類を同封すれば、市民税・府民税申告書の
■収入・所得金額 ■所得から差し引かれる金額の記入を省略することができます。

簡単で便利!
郵送申告が
オススメ!



市民税課職員

申告書の入手方法

「申告書作成システム」
で作成・印刷



申告書を
ダウンロード



電話・FAXで申告書を取り寄せる
☎0570-001-731 FAX251-5632
(2月4日までに届かない場合)

! 市から申告書を送付する場合でも、複写式の控の用紙は同封していません。受付印を押印した申告書の写しが必要な場合は、申告書を郵送する際に記入済の申告書の写し(コピー)と返信用封筒(住所・氏名を記載し、所定の金額の切手を貼ったもの)を同封してください。

期間 2月16日～3月15日 9～17時15分(土日、祝日除く)

提出書類 郵送で提出する場合と同じ

申告会場 市役所、中・東・西・南・北・美原区役所

	月	火	水	木	金
混雑予測	9:00~12:00	9:00~12:00	9:00~12:00	9:00~12:00	9:00~12:00
	12:00~15:00	12:00~15:00	12:00~15:00	12:00~15:00	12:00~15:00
	15:00~17:15	15:00~17:15	15:00~17:15	15:00~17:15	15:00~17:15

申告期間の初め(2月16～18日)は、大変混雑します!
3密回避・混雑緩和にご協力をお願いします。



! ※税務署の確定申告会場ではありません
※来庁には公共交通機関をご利用ください

問 市民税課

☎ 0570-001-731 (ナビダイヤル)
FAX 251-5632

(ナビダイヤルが利用できない場合の問い合わせ先)

堺区・西区担当 ☎231-9751
中区・南区担当 ☎231-9752
北区・東区・美原区担当 ☎231-9753

令和3年分確定申告 所得税・消費税申告書作成会場のご案内

問 堺税務署(☎238-5551)

申告相談会場は大変混雑します。確定申告は、スマホを使ってご自宅から!



場所	開設日程	備考
堺地方合同 庁舎9階	①2月3～15日 ②2月16日～3月15日	相談の受付は 16時まで です 混雑状況により 早めに相談受付を終了 する場合があります

※①の期間は、税理士による申告相談を行っています(土地・建物・株式等の譲渡所得、贈与税、相続税の相談は行っていません)。
※専用の駐車場はありません。